



各 位

平成 27 年 11 月 10 日
会 社 名 株式会社ランドビジネス
代 表 者 名 代表取締役社長 井出 豊
(コード番号 9844 東証第一部)
問合せ先 専務取締役管理部担当 森作哲朗
T E L (03) 3595-1371

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 31 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が、平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 12 月 18 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 12 月 18 日 (予定)

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>